

ウィル訪問看護ステーション南ぬ島石垣
運営規程

第1条 （事業の目的）

合同会社 Community care collaboration が開設するウィル訪問看護ステーション南ぬ島石垣（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、看護師（以下「看護師等」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

第2条 （運営の方針）

ステーションの看護師等は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。

- 2 ステーションの看護師等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 訪問看護等の事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、円滑なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 （事業所の名称等）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 ウィル訪問看護ステーション南ぬ島石垣

所在地 沖縄県石垣市真栄里 234 番地 1 ル・ミエール石垣タウン 2B

第4条 （従業員の職種、員数及び職務内容）

ステーションに勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

但し、介護保険法と関連法に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができる。

- 二 管理者：看護師若しくは保健師 1 人（常勤）

管理者は、ステーションを指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。

- 三 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5 人以上（管理者含む）

訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。介護予防も含む。

- 四 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：必要に応じて雇用し配置する。

訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

- 五 事務員 兼 看護補助者：必要に応じて雇用し配置する。

訪問看護事業の請求業務、物品・書類等管理等看護業の補助を行う。

第5条 （営業日及び営業時間）

ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 二 営業日 月曜日から日曜日までとする。

- 三 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 17 時 30 分までとする。

- 四 電話等により、24 時間常時連絡・対応が可能な体制とする。

第6条 （訪問看護の利用時間及び利用回数）

居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

但し健康保険適用となる場合を除く。

介護保険の被保険者が健康保険適用となる場合は以下のとおり
末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等
による特別指示書を交付された利用者等

第7条 （訪問看護の提供方法）

訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- 二 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付して指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- 三 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

第8条 （訪問看護等の内容）

訪問看護等の内容は、次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事および排泄等日常生活の支援
- 四 褥創の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア、在宅緩和ケア
- 七 認知症患者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導・相談
- 九 服薬指導・管理
- 十 カテーテル等の管理、各種医療機器の管理（呼吸器、酸素、輸液ポンプ等）
- 十一 介護者の支援
- 十二 その他医師の指示による医療処置

第9条 （訪問看護等の利用料その他の費用の額）

訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護等が法定代理受領サービスである場合は、その1割から3割の額とする。なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

- 2 前項に定める額のほか、通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費として、1回の訪問につき500円を請求できるものとする。健康保険の場合、事業所を起点として往復20km以上は1回の訪問につき500円を徴収できるものとする。また、公共交通機関等を使用した場合には、実費を利用者へ請求できるものとする。
- 3 死後の処置料は、10,000円（税別）とする。
- 4 保険適用外の場合及び自費によるサービス提供の場合
 - ・ 基本利用料 30分 5,000円（税別）
 - ・ 延長・預かり病児看護 30分 3,750円（税別）
 - ・ 旅費交通費 実費負担
 - ・ 18時～翌8時の時間帯は、日中料金の50%増。
- 5 サービス提供当日の連絡のないキャンセル（緊急な入院などの特段の事情を除く）においては、キャンセル料として3,000円/回を利用者へ請求できるものとする。
- 6 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第10条 （通常の事業の実施地域）

ウィル訪問看護ステーション南ぬ島石垣の通常事業の実施地域は、石垣市全域とする。

第11条 （緊急時等における対応方法）

看護師等は、訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項の処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

第12条(相談・苦情対応)

ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

第13条 （事故処理）

ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第14条（虐待の防止のための措置に関する事項）

ステーションは、利用者に対していかなる形の虐待も行わないことを宣言する。

- 2 ステーションは、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、すべての従業者に周知徹底を図る。
- 3 ステーションは、すべての従業者に虐待の定義と対応に関する研修（年1回以上）を実施する。
- 4 ステーションは、サービス提供を行う前に利用者の状況を詳しく把握し、虐待の兆候が見られた場合は、適切な報告手続きを行う。
- 5 ステーションは、利用者が虐待を受けた場合には、必要に応じて報告手続きを行い、利用者に対する支援を提供する。
- 6 従業者は、利用者とのコミュニケーションにおいて、言葉や態度による暴力や脅迫、性的な言動などを行わず、利用者の尊厳を重んじた対応を行う。
- 7 ステーションは、虐待の防止のための措置を適切に実施するために担当者（管理者）を置く。

第15条（身体拘束等の原則禁止）

ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

第16条（業務継続計画の策定等）

ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施するものとする。
- 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第17条（感染症対策について）

ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うものとする。
- 3 ステーションの設備及び備品等について衛生的に管理に努めるものとする。
- 4 ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底するものとする。
- 5 ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するものとする。
- 6 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施するものとする。

第18条（個人情報の保護）

利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成し「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 ステーションが得た利用者又はその家族の個人情報については、ステーションでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

第19条（その他運営に関する重要事項）

事業者は、従業者の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務体制の整備を行うものとする。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 継続研修 研修年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、合同会社 **Community care collaboration** とステーションの管理者との協議により定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。